

(3) 助成限度数

1世帯につき2台まで

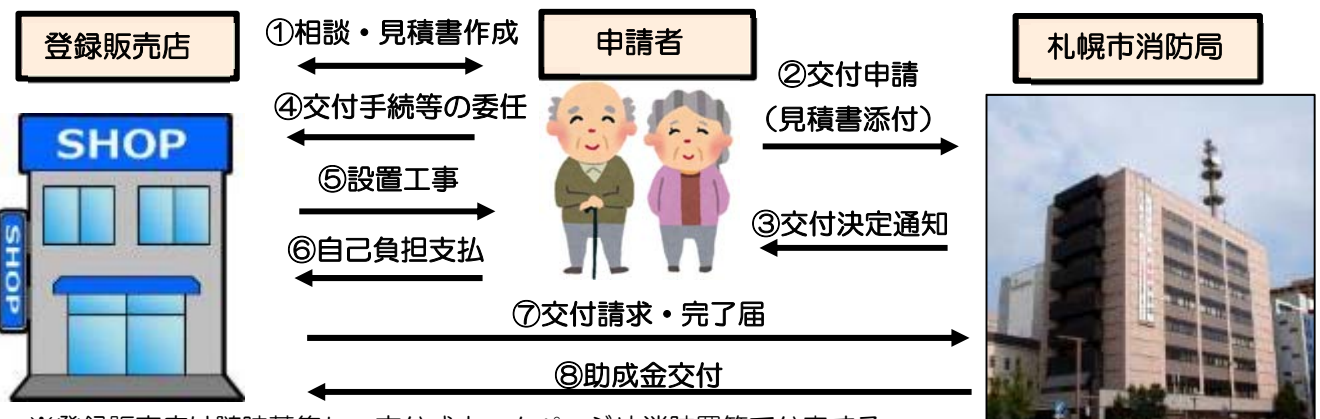
(4) 2018年度の助成台数

150台(予定)

(5) 申請の手順 ※札幌市の担当窓口は、札幌市消防局予防部予防課

- ① 申請者は、本事業の販売業者として事前に届出を行った「登録販売店」に連絡し、当該装置の設置に向けた相談や見積書の作成依頼を行う。
- ② 申請者は、登録販売店から申請に必要な書類一式・見積書を受領し、札幌市に必要な書類(見積書添付)を提出する。
- ③ 札幌市は、申請内容を審査し、「助成金交付決定通知書」を申請者に送付する。
- ④ 申請者は、登録販売店に助成金交付決定通知書を提示して、当該装置の購入・設置を申し込むとともに、助成金の請求・受領に関する一切の権限を登録販売店に委任する。
- ⑤ 登録販売店は、申請者宅への設置工事を行う。
- ⑥ 申請者は、助成金を除いた自己負担金を登録販売店に支払う。
- ⑦ 登録販売店は、札幌市に交付請求・完了届を提出する。
- ⑧ 札幌市は、交付請求・完了届を審査し、助成金を登録販売店に支払う。

【申請の手順イメージ図】



5 申し込み方法

申請書に必要事項を記載のうえ、必要書類を添付して消防局予防部予防課(中央区南4条西10丁目消防局3階)まで、郵送または持参。

申請に必要な書類一式は、見積書作成時に登録販売店が申請者に直接手渡しするほか、同課や各消防署の窓口でも配布を行う。ホームページからもダウンロードも可。

<参考：自動消火装置について>

別添資料のとおり

【問い合わせ先】

消防局予防部予防課 遠田・田村

電話：215-2040、ファクス：281-8119

自動消火装置に関する参考資料

1 自動消火装置とは？

火災の熱を感知して、自動で液体や粉末の消火薬剤を放射する簡易な消火装置をいう。スプリンクラー設備よりも安価であり、複雑な配管施工や電気工事を必要としない。

設置場所や消火用途ごとに様々な装置が販売されており、本体の耐用年数は概ね5～10年程度。



2 火災の感知や作動に関する主なしくみ

【熱で金属が溶けて作動する機種】

火災の熱による温度上昇を感知すると、薬剤放出ノズルの先端にある特殊な金属が溶けて、自動的に消火薬剤が放出される。



【感知器で作動する機種】

火災の熱による温度上昇などを感知すると、警報音で知らせた後に、連動して消火装置が作動し、消火薬剤が放出される。



3 自動消火装置の種類

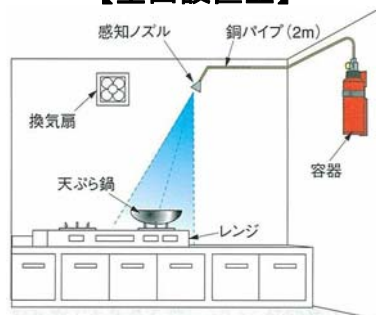
自動消火装置は設置場所や消火用途により、大きく3つに分かれる。

【天井設置型】



天井または梁などに本体を固定して設置する。先端ノズルのみを天井から出して、本体を天井内に埋設することも可能。

【壁面設置型】



消火器型の本体を壁面に設置し、コイル状の銅パイプを伸ばして感知ノズルをこんろやストーブ等の上方に取り付ける。

【レンジフード設置型】



付属の取付金具を使用して、台所のレンジフード内に設置・固定する。

4 消火実験画像

(1) ストープ上に洗濯物が落下して発生した「ストーブ火災」想定消火実験画像

作動直前の状況



消火薬剤放出



(2) 台所で天ぷら油の過熱発火により発生した「こんろ火災」想定消火実験画像

作動直前の状況



消火薬剤放出

